

チャップリン監督映画著作権侵害差止等事件：知財高裁平成 19(ネ)10073 号・平成 20 年 2 月 28 日（1 部）判決〈控訴棄却〉：➡D-54

【判 断】

1 本件の国際裁判管轄及び準拠法に関する当裁判所の認定判断は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する当裁判所の判断」の「1 本件の国際裁判管轄及び準拠法」のとおりであるから、これを引用する。

2 本件9作品の著作権の存続期間について

(1) 証拠（各作品ごとに摘示する。）によれば、本件9作品について、次の事実が認められる。

ア 「サニーサイド」

証拠（甲6，15，33，38，乙3，検甲2）によれば、「サニーサイド」は、1919年（大正8年）6月に公開されたチャップリン独特の社会風刺の喜劇映画であり、チャップリンは、つけ髭、山高帽等の特異なスタイルで自ら主演を演じたものであること、同作品は、同月4日、米国著作権局において、著作者を「チャールズ・チャップリン」、原著作権請求者を「ファースト・ナショナル・エキシビターズ・サーキット」として登録されたこと、映像の冒頭には、映画の題名として「'SUNNYSIDE' Written and Produced by CHARLES CHAPLIN」との表示があつて、チャップリンの原作でチャップリンが制作したことが示されていること、上記作品は、その発案から完成に至るまでの制作活動のほとんどすべてをチャップリンが行っているところ、その内容においても、チャップリン自身の演技、演出等を通じて、チャップリンの思想・感情が顕著に表れていることが認められる。

イ 「偽牧師」

証拠（甲7，15，33，37，乙3，検甲1）によれば、「偽牧師」は、1923年（大正12年）1月に公開されたチャップリン独特の社会風刺の喜劇映画であり、チャップリンは、つけ髭、山高帽等の特異なスタイルで自ら主演を演じたものであること、同作品は、同月24日、米国著作権局において、著作者を「チャールズ・チャップリン」、原著作権請求者も「チャールズ・チャップリン」として登録されたこと、映像の冒頭には、映画の題名として「THE PILGLIM Written and Produced by CHARLES CHAPLIN」との表示があつて、チャップリンの原作でチャップリンが制作したことが示されていること、上記作品は、その発案から完成に至るまでの制作活動のほとんどすべてをチャップリンが行っているところ、その内容においても、チャップリン自身の演技、演出等を通じて、チャップリンの思想・感情が顕著に表れていることが認めら

れる。

ウ 「巴里の女性」

証拠（甲 8 , 15 , 33 , 39 , 乙 3 , 検甲 3）によれば、「巴里の女性」は、1923年（大正12年）10月に公開された映画であるが、チャップリンが初めて手掛けた喜劇でない作品であったこと、同作品は、同月17日、米国著作権局において、著作者を「チャールズ・チャップリン」、原著作権請求者は「リージェント・フィルム・カンパニー」として登録されたこと、映像の冒頭には、映画の題名として「A WOMAN of PARIS A Drama of Fate Written and Directed by CHARLES CHAPLIN」との表示があつて、チャップリンの原作でチャップリンが監督をしたことが示されており、また、「TO THE PUBLIC」との見出しで、「In order to avoid any misunderstanding, I wish to announce that I do not appear in this picture. It is the first serious drama written and directed by myself.」とのチャップリンの前口上の表示からすると、チャップリンは出演しないで監督等に専念したことが示されていること、上記作品は、その発案から完成に至るまでの制作活動の大半をチャップリンが行っているところ、その内容においても、チャップリンの演出等を通じて、チャップリンの思想・感情が顕著に表れていることが認められる。

エ 「黄金狂時代」

証拠（甲 9 , 15 , 33 , 40 , 乙 3 , 検甲 4）によれば、「黄金狂時代」は、1925年（大正14年）8月に公開されたチャップリン独特の社会風刺の喜劇映画であり、チャップリンは、つけ髭、山高帽等の特異なスタイルで自ら主演を演じたこと、同作品は、同月16日、米国著作権局において、著作者を「チャールズ・チャップリン」、原著作権請求者も「チャールズ・チャップリン」として登録されたこと、映像の冒頭には、主演者として「CHARLES CHAPLIN GEORGIA HALE・・・」の表示があり、その後「THE GOLD RUSH」の題名が続き、クレジットには「Written and Directed by CHARLES CHAPLIN」との表示があつて、チャップリンの原作、主演でチャップリンが監督をしたことが示されていること、上記作品は、その発案から完成に至るまでの制作活動の大半をチャップリンが行っているところ、その内容においても、チャップリン自身の演技、演出等を通じて、チャップリンの思想・感情が顕著に表れていることが認められる。

オ 「街の灯」

証拠（甲 10 , 15 , 33 , 35 , 41 , 乙 3 , 検甲 5）によれば、「街の灯」は、1931年（昭和6年）2月に公開されたチャップリン独特の社会風刺の喜劇映画であり、チャップリンは、つけ髭、山高帽等の特異なスタイルで自ら主演を演じ、かつ、セリフを用いず、擬音と音楽のみですべてを表現した

ものであること、同作品は、同年3月9日、米国著作権局において、著作者を「チャールズ・チャップリン」、原著作権請求者も「チャールズ・チャップリン」として登録されたこと、映像の冒頭には、映画の題名として「CHARLES CHAPLIN IN CITY LIGHTS」と、クレジットには「A COMEDY ROMANCE IN PANTOMIME WRITTEN AND DIRECTED BY CHARLES CHAPLIN」との表示があつて、チャップリンの原作、主演でチャップリンが監督をしており、チャップリンによる映画であることが強調されていること、上記作品は、その発案から完成に至るまでの創作活動の大半をチャップリンが行っているところ、その内容においても、チャップリン自身の演技、演出等を通じて、チャップリンの思想・感情が顕著に表れていることが認められる。

カ 「モダン・タイムス」

証拠（甲11, 15, 33, 42, 乙3, 検甲6）によれば、「モダン・タイムス」は、1936年（昭和11年）2月に公開されたチャップリン独特の社会風刺の喜劇映画であり、チャップリンは、つけ髭、山高帽等の特異なスタイルで自ら主演を演じたこと、同作品は、同月11日、米国著作権局において、著作者を「チャールズ・チャップリン」、原著作権請求者も「チャールズ・チャップリン」として登録されたこと、映像の冒頭には、映画の題名として「CHARLES CHAPLIN IN MODERN TIMES」と、クレジットには「Written and Directed by CHARLES CHAPLIN」との表示があつて、チャップリンの原作、主演でチャップリンが監督をしており、チャップリンによる映画であることが強調されていること、上記作品は、その発案から完成に至るまでの制作活動の大半をチャップリンが行っているところ、その内容においても、チャップリン自身の演技、演出等を通じて、チャップリンの思想・感情が顕著に表れていることが認められる。

キ 「独裁者」

証拠（甲12, 15, 33, 35, 43, 乙3, 検甲7）によれば、「独裁者」は、1940年（昭和15年）10月に公開されたチャップリン独特の社会風刺の喜劇映画であり、チャップリンは、つけ髭等の特異なスタイルで自ら1人2役の主演を演じたものであること、同作品は、同月31日、米国著作権局において、著作者を「チャールズ・チャップリン・フィルム・コーポレーション」、原著作権請求者も「チャールズ・チャップリン・フィルム・コーポレーション」として登録されたこと、映像の冒頭には、映画の題名として「CHARLES CHAPLIN with PAULETTE GODDARD in THE GREAT DICTATOR」と、クレジットには「WRITTEN and DIRECTED by CHARLES CHAPLIN」との表示があつて、チャップリンの原作、主演でチャップリンが監督をしており、チャップリンによる映画であることが強調されていること、上記作品は、その発案から完

成に至るまでの制作活動の大半をチャップリンが行っているところ，その内容においても，チャップリン自身の演技，演出等を通じて，チャップリンの思想・感情が顕著に表れていることが認められる。

ク 「殺人狂時代」

証拠（甲13，15，33，35，44，乙3，検甲8）によれば，「殺人狂時代」は，1947年（昭和22年）10月に公開されたチャップリン独特の社会風刺をこめた殺人の喜劇映画であり，チャップリンが喜劇的な殺人者として主演を演じていること，同作品は，同月24日，米国著作権局において，著作者を「ザ・チャップリン・スタジオ・インク」，原著作権請求者も「ザ・チャップリン・スタジオ・インク」として登録されたこと，映像の冒頭には，映画の題名として「CHARLES CHAPLIN IN MONSIEUR VERDOUX A Comedy of Murders」と，クレジットには「An Original Story written by CHARLES CHAPLIN Based on an idea by Orson Welles」，「Directed by CHARLES CHAPLIN」との表示があつて，オーソン・ウェルズのアイデア，チャップリンの原作，主演でチャップリンがいわゆる総監督をしており，チャップリンによる映画であることが強調されていること，上記作品は，その原作から完成に至るまでの制作活動の大半をチャップリンが行っているところ，その内容においても，チャップリン自身の演技，演出等を通じて，チャップリンの思想・感情が顕著に表れていることが認められる。

ケ 「ライムライト」

証拠（甲13，15，33，35，45，乙3，検甲9）によれば，「ライムライト」は，1952年（昭和27年）10月に公開され，老道化師と若いバレリーナとの交流を描いたチャップリンの哀愁に満ちた喜劇映画であり，老道化師を演じるチャップリンは，劇中劇において，つけ髭に山高帽等の特異なスタイルで老道化師を演じるなどしていること，同作品は，英国で発表されたが，同月23日，米国著作権局において，著作者を「セレブレイテッド・フィルムズ・コーポレーション」，原著作権請求者も「セレブレイテッド・フィルムズ・コーポレーション」として登録されたこと，映像の冒頭には，主演者として「CHARLES CHAPLIN」，映画の題名として「Limelight」との表示があり，クレジットには「ORIGINAL STORY and SCREENPLAY by CHARLES CHAPLIN」，「Directed by CHARLES CHAPLIN」との表示があつて，チャップリンの原作，主演でチャップリンがいわゆる総監督をしており，チャップリンによる映画であることが強調されていること，上記作品は，その発案から完成に至るまでの制作活動の大半をチャップリンが行っているところ，その内容においても，チャップリン自身の演技，演出等を通じて，チャップリンの思想・感情が顕著に表れていることが認められる。

(2) 本件9作品は、いずれも、昭和45年改正法施行（昭和46年1月1日）の前に公表された著作物であるところ、その後、同法が施行されたが、同法附則7条において、「この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法による著作権の存続期間が新法第二章第四節の規定による期間より長いときは、なお従前の例による。」と規定されているので、まず、旧法による著作権の存続期間について検討し、次に、昭和45年改正法第二章第四節の規定による存続期間についての検討をする。

旧法22条の3は、「活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ著作者ハ文芸、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作者トシテ本法ノ保護ヲ享有ス其ノ保護ノ期間ニ付テハ獨創性ヲ有スルモノニ在リテハ第三条乃至第六条及第九条ノ規定ヲ適用シ之ヲ欠クモノニ在リテハ第二十三条ノ規定ヲ適用ス」と規定している。同規定によれば、映画著作物についても、文芸、學術又は美術の範圍に屬する一般的な著作物と同様に、実際に著作活動をした者を著作者としているものと解される。

ここに「獨創性ヲ有スルモノ」とは、精神面又は技術面で創作性のある映画をいい、「獨創性ヲ欠クモノ」とは、わずかな創作性が認められるにすぎないものをいうと解されるところ、上記(1)によれば、本件9作品は、いずれも獨創的な作品であって、精神面又は技術面で高い創作性があると認められるから、「獨創性ヲ有スルモノ」に該当し、保護期間は、旧法3条ないし6条（9条は期間の計算に関する規定である。）の適用を受けることとなる。

(3) 旧法3条ないし6条の適用について

ア 保護期間に関する旧法3条ないし6条をみると、旧法3条1項は「発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作者ノ生存間及其ノ死後三十年間繼續ス」と、旧法4条は「作者ノ死後発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス」と、旧法5条本文は「無名又ハ変名著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス」、同条ただし書は「其ノ期間内ニ著作者其ノ実名ノ登録ヲ受ケタルトキハ第三条ノ規定ニ從フ」と、旧法6条は「官公衛学校社寺協會会社其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ノ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス」と規定している。ここに「発行又ハ興行」とは、著作物の公表を意味するものと解される。

旧法3条の上記規定によれば、著作者の生死により保護期間を定めているから、旧法3条にいう「著作者」は、自然人を意味することが明らかである。また、旧法5条ただし書が「著作者其ノ実名ノ登録ヲ受ケタルトキ」は旧法3条の規定に従うとしていることからすると、旧法3条は、自然人である著作者が実名で公表される場合の保護期間を規定したものと解される。

一方、旧法6条は、上記のとおり、「官公衛学校社寺協会会社其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物」と規定しているが、旧法3条が実名義の著作者の公表であること、旧法5条が「無名又ハ変名著作物」、すなわち、無名又は変名で著作者が何者かを識別できない形態での著作物の公表であることに照らせば、旧法6条は、団体の著作名義での著作物の公表の場合の保護期間を規定したものと解するのが相当である。

イ なお、旧法6条の解釈として、同条が法人著作を認めた規定であるとする考え方があ

しかし、上記のとおり、旧法6条は、保護期間に関する旧法3条ないし6条のうちの1つであって、旧法があえてこのような位置に法人著作の規定を置いたとは考えにくい。しかも、旧法において、旧法6条のほかに「団体」について触れた規定はない。

なお、昭和45年改正法15条は、「法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物・・・で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時に於ける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」との職務著作に関する規定を置いているところ、同法附則4条は、「新法第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行前に創作された著作物については、適用しない。」と規定している。

以上によれば、旧法においては、原則に戻って、自然人が著作者となると解するほかに、旧法6条が法人著作を認めた規定とはいえない。

ウ なお、旧法1条は、「文書演述図画建築彫刻模型写真演奏歌唱其ノ他文芸學術若ハ美術（音楽ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ範圍ニ属スル著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ権利ヲ専有ス」と規定し、旧法13条1項は、「数人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作権ハ各著作者ノ共有ニ属ス」と規定しているが、「著作物ノ著作者」としているのみである。元来、著作物とは、自然人である著作者が実際にした著作活動によって創作された文芸、學術、美術等の作品をいい、著作者とは、実際に著作活動をした者をいい、著作とは著作物を創作することをいうのであって、この点は旧法、昭和45年改正法を通じて変わりがないものというべきである。

(4) 本件9作品の著作者について

ア 昭和45年改正法16条は、映画著作物につき、「映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。」と規定し

ているが、同法附則4条は、「新法第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行前に創作された著作物については、適用しない。」と規定している。

ところで、一般に、映画の著作物の場合、その製作において、脚本、制作、監督、演出、俳優、撮影、美術、音楽、録音、編集の担当者など多数の者が関与して創り出される総合著作物であり、その中に、関与した多数の者の個別的な著作物をも包含するものであるが、映画として一つのまとまった作品を創り出しているのであるから、旧法においても、映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が映画著作物の著作者であるというべきであり、この者が旧法3条の「著作者」に当たるものと解すべきである。

イ これを本件9作品についてみると、前記(1)認定のとおり、いずれも、チャップリンが原作、脚本、制作ないし監督、演出、主演（「巴里の女性」を除く。）等を1人数役で行っており、上記作品は、その発案（「殺人狂時代」を除く。）から完成に至るまでの制作活動のほとんど又は大半をチャップリンが行っているところ、その内容においても、チャップリン自身の演技（「巴里の女性」を除く。）、演出等を通じて、チャップリンの思想・感情が顕著に表れているものであるから、映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者はチャップリンであり、チャップリンが旧法3条の「著作者」に当たるものというべきである。

(5) 旧法3条の実名による著作者の公表について

ア 上記(1)アないしカのとおり、「サニーサイド」、「偽牧師」、「巴里の女性」、「黄金狂時代」、「街の灯」及び「モダン・タイムス」は、米国著作権局の登録においてチャップリンが著作者とされているところ、公表された画像においても、チャップリンが上記各映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者であることが示されているから、旧法3条の実名による著作者の公表があるものと認められる。

イ 上記(1)キないしケのとおり、「独裁者」、「殺人狂時代」及び「ライムライト」は、米国著作権局の登録において、それぞれ「チャールズ・チャップリン・フィルム・コーポレーション」、「ザ・チャップリン・スタジオ・インク」、「セレブレイテッド・フィルムズ・コーポレーション」が著作者とされており、法人名義の著作者登録となっているので、旧法6条の適用があるか否かが一応問題となる。

しかし、上記のとおり、保護期間に関する旧法3条ないし6条において、旧法3条は、自然人である著作者が実名で公表される場合の規定であり、旧法5条が無名又は変名で著作者が何者かを識別できない形態での著作物の公表される場合の規定であることに照らせば、これらと併置された旧法6条の団体の著作名義での著作物の公表は、自然人の実名義での公表、無名又は変

名での著作物の公表に当たらない場合をいうものと解するのが相当である。

そうすると、「独裁者」、「殺人狂時代」及び「ライムライト」は、公表された画像において、チャップリンが上記各映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者であることが示されている以上、旧法3条の実名による著作物の公表があるものと認めるのが相当である。

(6) 控訴人らの主張について

ア 控訴人らは、旧法下において、映画の著作権はだれであるかに関して、映画は映画製作に創作的に関与した者の共同著作物であるとする考え方と、映画は映画製作者、すなわち、映画会社、プロダクション等の単独の著作物であるとする考え方に分かれていたことを指摘した上で、映画は映画製作者の単独の著作物であるとする考え方に立てば、映画製作者である団体の著作物であるから旧法6条の適用を受ける旨主張するので、検討する。

(ア) 証拠(乙17, 19, 21)によれば、次の事実が認められる。

a 昭和37年に文部大臣の諮問機関として設置された著作権制度審議会第4小委員会が昭和40年5月21日に提出した審議結果報告には、映画の著作物の著作権がだれかという問題について、シナリオの著作権者、音楽の著作権者、監督、プロデューサー(映画製作の全体を企画・指揮する者)の映画製作に創作的に関与した者の共同著作物であるという考え方と、映画製作者の単独の著作物であるという考え方の2つの考え方が併記された。

b その後、主査会議の意向を受け、関係者の意見をも参考にして、上記審議結果報告を再検討した結果、昭和41年3月9日の第4小委員会再審議結果報告では、2つの考え方を併記するという従来の結論を改め、の考え方を採用し、の考え方は少数意見として付記するにとどめられた。ただし、シナリオと音楽の著作権者については、映画の著作権者から除外して原作者として扱うことにし、また、映画著作物の著作権者の範囲を特定することをやめて、「映画の全体的形成に創作的に関与した者」とし、だれが著作権になるかは個々の映画ごとの判断に委ねることとした。

c 著作権制度審議会は、上記小委員会の審議結果報告やこれに対して関係団体から提出された意見、専門委員会審議結果報告などを総合的に検討した結果、昭和41年4月20日の文部大臣への答申では、「映画の著作権者は、『映画の全体的形成に創作的に関与した者』とする。著作権には、監督、プロデューサー、カメラマン、美術監督などが該当し、俳優も映画の全体的形成に創作的に関与したと認められるものである限り、映画の著作権者たり得ると考えるが、著作権を法文上例示することはしないものとする。」(乙21の8頁)と述べ、答申説明書では、「ある著作物については

法人等を著作者とすることが合理的である場合もあるが、映画のように関与者個々人の創作的寄与が明白であり、また、製作者と関与者との契約が個々にさまざまな形態をとるものに、画一的に法人著作、職務著作の考え方をとり入れて製作者を映画の著作者そのものであるとすることは、無理であると考えられる。」(乙19の180頁)と説明している。

d 同答申を受けて著作権法案が作成され、第63回国会に提出されて、昭和45年4月28日、昭和45年改正法が成立した。

(イ) 上記認定の事実によれば、昭和45年改正法の施行前、映画の著作物の著作者がだれかという問題について、シナリオの著作者、音楽の著作者、監督、プロデューサーの映画製作に創作的に関与した者の共同著作物であるという考え方と、映画製作者の単独の著作物であるという考え方の2つの考え方があったが、昭和40年5月21日に提出された審議結果報告ではの考え方を少数意見とし、昭和41年3月9日の再審議結果報告ではが削除され、昭和41年4月20日の文部大臣への答申でも再審議結果報告を踏襲するとともに、答申説明でを採用することは無理であるとされている。

したがって、旧法下において、映画の著作者はだれであるかに関して、映画は映画製作に創作的に関与した者の共同著作物であるとする考え方と、映画は原始的に映画製作者の単独の著作物であるとする考え方に分かれていたことは、控訴人らの指摘するとおりであるといえる。

(ウ) しかし、前記(3)イのとおり、旧法において、「団体」の著作物に関する規定を置いていない以上、原則に戻って、自然人が映画著作物の著作者となるものと解すべきである。

また、昭和45年改正法29条1項は、「映画の著作物(第十五条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。」と規定しているが、同法附則5条1項は、「この法律の施行前に創作された新法第二十九条に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。」としているところである。

(I) したがって、旧法の解釈として、映画が映画会社、プロダクション等の映画製作者の単独の著作物であるとする考え方を採用することはできないから、控訴人らの上記主張は、採用の限りでない。

イ 控訴人らは、映画がその製作に創作的に関与した者の共同著作物であるという考え方を採用したとしても、流通性のある共同著作物であるから、その利用が円満に行われるためには、多数の著作者の権利主張によってその利用

が阻害されないことが必須であり、旧法の適用又は法解釈としては、団体著作権に係る旧法6条によって、一律に公表から30年ないし33年間を存続期間とすべきである旨主張する。

しかし、前記(3)イのとおり、旧法6条は、団体著作を認めた規定といえない上、共同著作物である映画の利用が円満に行われる必要性があるという政策的な問題があるからといって、このような政策論から、直ちに、旧法6条の適用に結び付けるのは、論理の飛躍であり、失当である。

また、控訴人らは、映画「シェーン」についての東京地裁判決を挙げて、昭和28年(1953年)に公表された同映画について旧法6条を適用し、同映画の映画監督の死亡による保護期間を適用していない旨主張する。

上記判決において、映画「シェーン」が、米国法人の著作名義をもって公表された著作物であるとして旧法6条を適用されていることは、当裁判所に顕著である。

しかし、前記(4)イ認定のとおり、本件9作品は、いずれも、チャップリンが映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者であって、チャップリンが旧法3条の「著作者」に当たるものというべきであり、しかも、団体の著作名義をもって公表された著作物であるともいえないから、映画「シェーン」の場合とは事案を異にするものであって、これと同列に論ずることはできない。

ウ 控訴人らは、本件においては、著作権者として団体を示している表示があり、映画著作者が団体の映画製作者である場合であるから、団体著作権として存続期間を決定すべきである旨主張する。

前記(1)によると、「独裁者」、「殺人狂時代」、「ライムライト」は、米国著作権局において、原著作権請求者を、それぞれ、「チャールズ・チャップリン・フィルム・コーポレーション」、「ザ・チャップリン・スタジオ・インク」、「セブレイトッド・フィルムズ・コーポレーション」として登録されており、また、証拠(乙3, 検甲7~9)によれば、上記各作品の映像においても、それぞれ同様の名義の著作権表示があるが、前記(5)イのとおり、法人の著作者名義で公表されたといえないから、控訴人らの上記主張は、採用することができない。

エ 控訴人らは、原判決は、チャップリンが本件9作品の少なくとも著作者の1人であるという事実から、直ちに映画製作者であり、著作権を有するとしているのであって、とうてい納得できない旨主張する。

しかし、前記(4)イのとおり、本件9作品は、いずれも、チャップリンが原作、脚本、制作ないし監督、演出、主役(「巴里の女性」を除く。)等を1人数役で行っており、同作品は、その発案(「殺人狂時代」を除く。)から完

成に至るまでの制作活動のほとんど又は大半をチャップリンが行っているところ、その内容においても、チャップリン自身の演技（「巴里の女性」を除く。）、演出等を通じて、チャップリンの思想・感情が顕著に表れているものであり、映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者はチャップリンである。

前記のとおり、一般に、映画の著作物は、その製作に脚本、制作、監督、演出、俳優、撮影、美術、音楽、録音、編集の担当者など多数の者が関与して創り出される総合著作物であり、本件9作品についても、映画製作の技術的な側面からみると、チャップリン以外にも出演している複数の俳優がおり、また、チャップリン以外の者が撮影、録音等を行っていることが証拠上明らかである（検甲1～9）。しかし、著作物の本質である思想・感情の表現という側面からみると、本件9作品は、正にチャップリンによる映画というほかなく、この側面においてチャップリン以外に映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者がいるとの証拠を見いだすことができない。したがって、チャップリンが、単に本件9作品の著作者の1人にすぎないとはいえない。

また、仮に、チャップリン以外に映画著作物の全体的形成に創作的にながしかの寄与をした者がいるとしても、前記第2の「2 前提となる事実等」の「(2) 本件9作品の著作権登録及び著作権の譲渡」に摘示のとおり、被控訴人が唯一の著作権者である。いずれにせよ、控訴人らの上記主張は、失当である。

(7) 旧法による保護期間

旧法3条は、著作物の保護期間について、著作者の生存間及びその死後30年間と定めているところ、旧法52条1項は、附則として、「第三条乃至第五条中三十年トアルハ演奏歌唱ノ著作権及第二十二条ノ七ニ規定スル著作権ヲ除ク外当分ノ間三十八年トス」と規定している。また、旧法9条は、期間の計算について、「前六条ノ場合ニ於テ著作権ノ期間ヲ計算スルニハ著作者死亡ノ年又ハ著作物ヲ発行又ハ興行シタル年ノ翌年ヨリ起算ス」と規定している。

ところで、チャップリンが1977年（昭和52年）12月25日に死亡したことは前記前提となる事実等の「当事者等」に摘示のとおりであるから、旧法の規定による本件9作品の著作権の存続期間は、昭和53年（1978年）1月1日から起算して38年間、すなわち、平成27年（2015年）12月31日までとなる。

(8) 昭和45年改正法54条1項による存続期間

ア 昭和45年改正法54条1項は、「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後50年（その著作物はその創作後50年以内に公表されなかったときは、その創作後50年）を経過するまでの間、存続する。」と規定してい

るところ、本件9作品の公表時期は、前記第2の「2 前提となる事実等」の「(2) 本件9作品の著作権登録及び著作権の譲渡」に摘示のとおりであるから、本件9作品について、同条により算定される存続期間をみると、次のとおりとなる。

「サニーサイド」昭和44年(1969年)12月31日

「偽牧師」昭和48年(1973年)12月31日

「巴里の女性」昭和48年(1973年)12月31日

「黄金狂時代」昭和50年(1975年)12月31日

「街の灯」昭和56年(1981年)12月31日

「モダン・タイムス」昭和61年(1986年)12月31日

「独裁者」平成2年(1990年)12月31日

「殺人狂時代」平成9年(1997年)12月31日

「ライムライト」平成14年(2002年)12月31日

イ 旧法による存続期間と昭和45年改正法54条1項による存続期間とを比較すると、前者の方が長いので、同法附則7条により、本件9作品の著作権の存続期間については、平成27年(2015年)12月31日までとなる。

(9) 平成15年法律第85号による改正後の著作権法(以下「平成15年改正法」という。)54条1項の適用

ア 本件9作品は、平成15年改正法が施行された平成16年1月1日において著作権が存するものであるところ、同法附則2条は、「改正後の著作権法(次条において「新法」という。)第五十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。」と規定するから、本件9作品については、同法附則2条により、同法54条1項が適用される。

イ 平成15年改正法54条は、「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年(その著作物はその創作後七十年以内に公表されなかったときは、その創作後七十年)を経過するまでの間、存続する。」と規定するから、本件9作品の著作権の存続期間は次のとおりとなる。

「サニーサイド」平成元年(1989年)12月31日

「偽牧師」平成5年(1993年)12月31日

「巴里の女性」平成5年(1993年)12月31日

「黄金狂時代」平成7年(1995年)12月31日

「街の灯」平成13年(2001年)12月31日

「モダン・タイムス」平成18年(2006年)12月31日

「独裁者」平成22年(2010年)12月31日

「殺人狂時代」平成29年(2017年)12月31日

「ライムライト」平成34年(2022年)12月31日

ウ 本件9作品は、上記(8)イのとおり、昭和45年改正法附則7条の規定により旧法上の存続期間の規定が適用される所、平成15年改正法附則3条の「著作権法の施行前に創作された映画の著作物であつて、同法附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされるものの著作権の存続期間は、旧著作権法(明治三十二年法律第三十九号)による著作権の存続期間の満了する日が新法第五十四条第一項の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同項の規定にかかわらず、旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日までとの間とする。」の規定によれば、旧法による著作権の存続期間の満了する日が平成15年改正法54条1項の規定による期間の満了する日後の日であるものについては、同項の規定にかかわらず、旧法による著作権の存続期間の満了する日までが存続期間となる。

そこで、本件9作品についてみる。

(ア) 「サニーサイド」、「偽牧師」、「巴里の女性」、「黄金狂時代」、「街の灯」、「モダン・タイムス」及び「独裁者」については、旧法による著作権の存続期間の満了する日(平成27年〔2015年〕12月31日)が、平成15年改正法54条1項の規定による期間の満了する日(上記 ないし のとおり)後の日であるから、同法附則3条により、旧法による著作権の存続期間の満了する日までが存続期間となる。

(イ) 「殺人狂時代」及び「ライムライト」については、旧法による著作権の存続期間の満了する日(平成27年〔2015年〕12月31日)が、平成15年改正法54条1項の規定による期間の満了する日(「殺人狂時代」について平成29年〔2017年〕12月31日、「ライムライト」について平成34年〔2022年〕12月31日)よりも前の日となるので、同法附則3条は適用されず、上記イ 及び のとおり、同法54条1項の規定による存続期間の満了する日までが存続期間となる。

(10) そうすると、日本国との平和条約15条(c)及びそれに基づく連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律による戦時加算日数を考慮するまでもなく、本件9作品は、いずれも、その著作権の存続期間が満了していない。

3 被控訴人の損害の不存在等について

(1) 被控訴人の被った損害及び損害額に関する当裁判所の認定判断は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する当裁判所の判断」の「3 争点2(原告の損害の有無及びその額)について」のとおりであるから、これを引用する。

(2) 控訴人らは、本件では著作権の存続期間満了後のパブリックドメインとなった映画の販売等であるから、損害賠償は発生しない旨主張する。

しかし、上記のとおり、本件9作品の存続期間ははまだ満了していないから、控訴人らの上記主張は、その前提を欠くものである。

(3) 控訴人らは、同人らの判断が原判決の解釈と異なるからといって、直ちに控訴人らに映画の著作権の所在を判断する点に注意義務違反（予見可能性、回避可能性はない）があるとするのは余りにも不可能を強いることになり、不合理かつ酷である旨主張する。

ア 証拠（甲17の1, 2, 甲18, 甲19の1~3, 甲20の1, 2, 甲21, 甲22の1, 2, 甲32の1, 2）によれば、次の事実が認められる。

(ア) 被控訴人代理人らは、平成16年8月31日、控訴人アートステーション他1名あてに、同人らが発売しようとしているDVDに収録された本件9作品を含む19の映画について、被控訴人が著作権を保有しており、控訴人アートステーション他1名の行為は違法であるとし、併せて、当該映画の著作権の存続期間がはまだ満了していない理由も付け加えて、上記映画の利用行為を中止するように求める警告書を発送し、これが同年9月1日控訴人アートステーションに配達された。

(イ) これに対して、控訴人アートステーションは、被控訴人が著作権を保有していることを明らかにする資料の提出を求めるとともに、控訴人アートステーションとしては、当該映画の著作権はその存続期間を満了していると解釈している旨の通知書を送付した。

(ウ) その後、上記被控訴人代理人らは、控訴人アートステーションあてに、同年9月14日配達の内容証明郵便で再警告書を送付するとともに、これに前後して、被控訴人が本件9作品を含む映画の著作権を保有していることを証明する譲渡証書の写しを送付したところ、控訴人アートステーションは、当該映画の著作権については、「一応、当社としては、Roy Export Company Establishment が、現時点におけるチャップリン映画の著作権保有者ということで、対応させていただきます。」と述べつつ、当該映画の著作権はその存続期間を満了していると解釈している旨の再通知書を送付した。

(エ) さらに、上記被控訴人代理人らは、同月25日配達の内容証明郵便で控訴人アートステーションあての書留・配達記録郵便でも警告書を送付し、また、平成17年8月29日配達の内容証明郵便で、控訴人コスモ・コーディネートあてにも警告書を送付した。

イ 控訴人アートステーションの上記通知書、再通知書によると、控訴人ら代表者は、当該映画の著作権の存続期間が満了していることを述べているのみ

で、その根拠が必ずしも明らかではないが、平成19年1月23日付け控訴人ら代表者の陳述書(乙1)に照らすと、旧法が制定されたときに本件9作品のような映画は存在していなかったなどの理由で、旧法の適用があるのはニュース映画、記録映画、カメラマンと演出家兼任でも制作可能な映画に限るとし、本件9作品については昭和45年改正法54条1項が適用され、映画著作物の著作権存続期間について公表後50年と規定されていることを根拠にして、当該映画の著作権存続期間が満了しているものと主張していたものと推認される。

ウ そうすると、控訴人らは、旧法及び昭和45年改正法を独自に解釈し、しかも、被控訴人の警告書における説明に対して、専門家の意見を聞くなどといった格別の調査をした形跡もないのであるから、控訴人らには少なくとも注意義務違反の過失があるものと認められる。

エ 控訴人らは、旧法下で、だれが映画の著作権者であるかは、著作権法上最大の難問の1つであるとされており、その考え方をめぐって多数の学説に別れているところ、このような実情において、十分調査をしたところで原判決のような解釈になるとは限らない旨主張する。

しかし、上記のとおり、控訴人ら代表者は、被控訴人からの警告書に対して、格別の調査をした形跡がなく、昭和45年改正法附則7条の経過規定を看過して、本件9作品に旧法の適用がなく、直ちに昭和45年改正法54条1項の適用があると誤信し、本件9作品の著作権の存続期間が満了していると主張していたのであって、法解釈の基本において既に誤っていたというほかはない。要するに、控訴人らは、旧法の適用を考慮に入れていないため、だれが映画の著作者であるかという問題意識を持つこともなく、短絡的に本件9作品の著作権の存続期間が満了していると主張していたのである。

本件9作品が旧法の適用を受けることは昭和45年改正法附則7条から明らかであり、その際、だれを映画の著作権者とするのが適当かという点については考え方が分かれるが、旧法の解釈としては、文芸、学術又は美術の範囲に属する一般的な著作物と同様、実際に著作活動をした者を映画著作物の著作者としているものである。

したがって、被控訴人の警告を受けた控訴人らが調査を尽くせば、本件9作品の著作権の存続期間が満了しているといえないことを十分に理解し得たということができる。

そうすると、控訴人らが調査義務を怠ったことは明らかであって、少なくとも過失が成立するものということができ、控訴人らの上記主張は、採用することができない。

4 以上によると、控訴人らの主張はすべて理由がなく、本件9作品の著作権に基づき本件DVD商品及び本件レンタルDVD商品の複製及び頒布の差止め、商品等の廃棄、並びに、損害賠償の一部を認容した原判決は相当であるから、本件控訴は棄却を免れない。

(別紙)

映 画 目 録

- | | | |
|---|-----|------------------------------|
| 1 | 題 名 | サニーサイド (原題「SUNNYSIDE」) |
| | 公 開 | 1919年 |
| | 監 督 | チャールズ・チャップリン |
| 2 | 題 名 | 偽牧師 (原題「THE PILGRIM」) |
| | 公 開 | 1923年 |
| | 監 督 | チャールズ・チャップリン |
| 3 | 題 名 | 巴里の女性 (原題「A WOMAN OF PARIS」) |
| | 公 開 | 1923年 |
| | 監 督 | チャールズ・チャップリン |
| 4 | 題 名 | 黄金狂時代 (原題「THE GOLD RUSH」) |
| | 公 開 | 1925年 |
| | 監 督 | チャールズ・チャップリン |
| 5 | 題 名 | 街の灯 (原題「CITY LIGHTS」) |
| | 公 開 | 1931年 |
| | 監 督 | チャールズ・チャップリン |
| 6 | 題 名 | モダン・タイムス (原題「MODERN TIMES」) |
| | 公 開 | 1936年 |
| | 監 督 | チャールズ・チャップリン |
| 7 | 題 名 | 独裁者 (原題「THE GREAT DICTATOR」) |
| | 公 開 | 1940年 |
| | 監 督 | チャールズ・チャップリン |

- 8 題名 殺人狂時代 (原題「MONSIEUR VERDOUX」)
公開 1947年
監督 チャールズ・チャップリン
- 9 題名 ライムライト (原題「LIMELIGHT」)
公開 1952年
監督 チャールズ・チャップリン

(別紙)

商品目録 (1)

- 1 題名 チャップリン短編集 Vol. 1
盤種 DVD
商品番号 CCP - 008
- 2 題名 チャップリン短編集 Vol. 2
盤種 DVD
商品番号 CCP - 009
- 3 題名 巴里の女性
盤種 DVD
商品番号 CCP - 001
- 4 題名 チャップリンの黄金狂時代
盤種 DVD
商品番号 CCP - 002
- 5 題名 街の灯
盤種 DVD
商品番号 CCP - 003
- 6 題名 モダン・タイムス
盤種 DVD
商品番号 CCP - 004

- | | | |
|---|------|--------------|
| 7 | 題名 | 独裁者 |
| | 盤種 | DVD |
| | 商品番号 | CCP - 005 |
| 8 | 題名 | チャップリンの殺人狂時代 |
| | 盤種 | DVD |
| | 商品番号 | CCP - 006 |
| 9 | 題名 | ライムライト |
| | 盤種 | DVD |
| | 商品番号 | CCP - 007 |

(別紙)

商品目録 (2)

- | | | |
|---|------|-------------------------|
| 1 | 題名 | A WOMAN of PARIS(巴里の女性) |
| | 盤種 | DVD |
| | 商品番号 | ART - 0013 |
| 2 | 題名 | MODERN TIMES (モダン・タイムス) |
| | 盤種 | DVD |
| | 商品番号 | ART - 0015 |
| 3 | 題名 | CITY LIGHTS (街の灯) |
| | 盤種 | DVD |
| | 商品番号 | ART - 0014 |
| 4 | 題名 | Limelight (ライムライト) |
| | 盤種 | DVD |
| | 商品番号 | ART - 0066 |

最高裁平成 20(受)889 号・平成 21 年 10 月 8 日（一小）判決〈上告棄却〉

【判 旨】

著作者が自然人である著作物の旧著作権法による著作権の存続期間は，当該自然人が著作者である旨がその実名をもって表示され，著作物が公表された場合には，団体の著作名義の表示があったとしても，著作者の死亡の時点を基準に定められる。

【理 由】

上告代理人角田雅彦の上告受理申立て理由第 1 について

1 本件は，被上告人が上告人らに対し，著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の施行日である昭和 46 年（1971 年）1 月 1 日より前に公開された原判決別紙「映画目録」記載 1～9 の劇場用映画（以下，これらの各映画をそれぞれ同目録の番号に従い「本件映画 1」などといい，「本件各映画」と総称する。）の著作権侵害を理由として，著作権法 112 条 1 項，2 項に基づき，DVD 商品の複製及び頒布の差止め，その在庫品及びデジタルリニアテープの廃棄を求めるとともに，民法 709 条，719 条，著作権法 114 条 3 項に基づき，損害賠償を求める事案である。上告人らは，本件各映画の著作者は団体たる映画製作会社のみであり，仮にそうでないとしても，本件各映画は団体の著作名義をもって公表されたものであるから，旧著作権法（昭和 45 年法律第 48 号による改正前のもの。以下「旧法」という。）による著作権の存続期間については，旧法 6 条が適用され，本件各映画の著作権は，存続期間の満了により消滅したと主張して争っている。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は，次のとおりである。

- (1) 本件各映画は，いずれも独創性を有する映画の著作物であり，大正 8 年（1919 年）6 月から昭和 27 年（1952 年）10 月までの間に公表された。
- (2) 本件各映画は，いずれもチャールズ・チャップリンが原作，脚本，制作ないし監督，演出，主演（本件映画 3 を除く。）等を単独で行い，その発案（本件映画 8 を除く。）から完成に至るまでの制作活動のほとんど又は大半を行っている。

その内容においても，チャップリン自身の演技（本件映画 3 を除く。），演出等を通じて，同人の思想・感情が顕著に表れており，本件各映画の全体的形成に創作的に寄与した者は，チャップリンである。

- (3) 本件映画 1, 2 の各映像にはチャップリンの原作に基づき同人が制作をしたことが, 本件映画 3 の映像には同人の原作に基づき同人が監督をしたことが, 本件映画 4 ~ 7 の各映像には同人の原作に基づき同人が主演, 監督をしたことが, 本件映画 8, 9 の各映像には同人の原作に基づき同人が主演, 総監督をしたことが, それぞれ同人の実名をもって示されている。また, 本件映画 7 の映像には A 社がその著作権者であることが, 本件映画 8 の映像には B 社がその著作権者であることが, 本件映画 9 の映像には C 社がその著作権者であることが, それぞれ示されている。
- (4) 本件映画 1 ~ 6 については, アメリカ合衆国著作権局において, いずれも著作者をチャップリンとする登録がされたが, 本件映画 7 ~ 9 については, それぞれその著作者を A 社, B 社, C 社とする登録がされた。
- (5) 被上告人は, 昭和 31 年 (1956 年) に本件各映画の著作権すべてを取得した。
- (6) チャップリンは, 昭和 52 年 (1977 年) 12 月 25 日に死亡した。
- (7) 上告人らは, 被上告人の許諾を得ずに, 本件各映画を複製して, DVD 商品を作成し, 頒布している。

3 (1) 旧法の下において, 著作物とは, 精神的創作活動の所産たる思想感情が外部に顕出されたものを意味すると解される。そして, 映画は, 脚本家, 監督, 演出者, 俳優, 撮影や録音等の技術者など多数の者が関与して創り出される総合著作物であるから, 旧法の下における映画の著作物の著作者については, その全体的形成に創作的に寄与した者がだれであるかを基準として判断すべきであって, 映画の著作物であるという一事をもって, その著作者が映画製作者のみであると解するのは相当ではない。また, 旧法の下において, 実際に創作活動をした自然人ではなく, 団体が著作者となる場合があり得るとしても, 映画の著作物につき, 旧法 6 条によって, 著作者として表示された映画製作会社がその著作者となることが帰結されるものでもない。同条は, その文言, 規定の置かれた位置にかんがみ, 飽くまで著作権の存続期間に関する規定と解すべきであり, 団体が著作者とされるための要件及びその効果を定めたものと解する余地はない。

これを本件についてみるに, 上記事実関係によれば, 本件各映画については, チャップリンがその全体的形成に創作的に寄与したというのであり, チャップリン以外にこれに関与した者の存在はうかがわれなから, チャップリンがその著作者であることは明らかである。

- (2) 旧法の下において, 独創性を有する映画の著作物の著作権の存続期間については, 旧法 3 ~ 6 条, 9 条の規定が適用される (旧法 22 条ノ 3)。

旧法3条は、著作者が自然人であることを前提として、当該著作者の死亡の時点に基づきその著作物の著作権の存続期間を定めることとしている。しかし、無名又は変名で公表された著作物については、著作者が何人であるかを一般世人が知り得ず、著作者の死亡の時点に基づきその著作権の存続期間を定めると、結局は存続期間が不分明となり、社会公共の利益、法的安定性を害するおそれがある。著作者が自然人であるのに団体の著作名義をもって公表されたため、著作者たる自然人が何人であるかを知り得ない著作物についても、同様である。そこで、旧法5条、6条は、社会公共の利益、法的安定性を確保する見地から、これらの著作物の著作権の存続期間については、例外的に発行又は興行の時を基準にこれを定めることとし、著作物の公表を基準として定められた存続期間内に著作者が実名で登録を受けたときは、著作者の死亡の時点に基づきこれを定めることとなることから、原則どおり、著作者の死亡の時点に基づきこれを定めることとしたもの（旧法5条ただし書参照）と解される。そうすると、著作者が自然人である著作物の旧法による著作権の存続期間については、当該自然人が著作者である旨がその実名をもって表示され、当該著作物が公表された場合には、それにより当該著作者の死亡の時点に基づきこれを定めることができる以上、仮に団体の著作名義の表示があったとしても、旧法6条ではなく旧法3条が適用され、上記時点を基準に定められると解するのが相当である。

これを本件についてみるに、本件各映画は、自然人であるチャップリンを著作者とする独創性を有する著作物であるところ、上記事実関係によれば、本件各映画には、それぞれチャップリンの原作に基づき同人が監督等をしたことが表示されているというのであるから、本件各映画は、自然人であるチャップリンが著作者である旨が実名をもって表示されて公表されたものとして、その旧法による著作権の存続期間については、旧法6条ではなく、旧法3条1項が適用されるというべきである。団体を著作者とする旨の登録がされていることや映画の映像上団体が著作権者である旨が表示されていることは、上記結論を左右しない。

- (3) そうすると、本件映画1～7の著作権の存続期間は、平成15年法律第85号附則3条、昭和45年法律第48号附則7条、旧法22条ノ3、3条1項、9条、52条の規定により、いずれも少なくとも平成27年（2015年）12月31日までとなり、他方、本件映画8、9の著作権の存続期間は、平成15年法律第85号附則2条、昭和45年法律第48号附則7条、旧法22条ノ3、3条1項、9条、52条、著作権法54条1項の規定により、少なくともそれぞれ平成29年（2017年）12月31日まで、平成34年（2022年）12月31日までとなる。

したがって、本件各映画の著作権は、その存続期間の満了により消滅したということとはできない。

4 以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の最高裁平成19年(受)第1105号同年12月18日第三小法廷判決・民集61巻9号3460頁は、自然人が著作者である旨がその実名をもって表示されたことを前提とするものではなく、旧法6条の適用がある著作物であることを前提として平成15年法律第85号附則2条の適用について判示したものにすぎないから、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

【論 説】

この件については、第1審の東京地裁の判断が第2審、第3審においても認められたことから、ここではあえて論説する必要を認めない。

結局、上告理由としては、わが国の新旧著作権法の規定の適用をめぐる法令解釈が問題となったのであるが、第1審の解釈でよかったのである。

したがって、われわれとしては、まず地裁判決をじっくりと読み返して理解することになる。

〔牛木 理一〕